

(別紙)

各独立行政法人について講ずべき措置

## 内閣府

### 【国立公文書館】

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）で定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、特別の法人化を含めた検討を行う。

### 【北方領土問題対策協会】

- 成果目標達成法人とする。

## 消費者庁

### 【国民生活センター】

- 消費者行政全体の機能を効率化・強化し、国民の安全・安心を確実に担保するため、必要な定員・予算を確保した上で、平成 25 年度を目途に本法人の機能を国に移管する。

## 総務省

### 【情報通信研究機構】

- 研究開発型の成果目標達成法人とする。

### 【統計センター】

- 本法人は、国と連携を図りつつ、国の統計に係る製表事業等を確実かつ正確に実施することが求められているものであるが、今後の業務の在り方、当該業務を行う職員の身分等について検討し、法人の分類について早急に結論を得る。

### 【平和祈念事業特別基金】

- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）の規定に基づき、平成 25 年 4 月 1 日までの政令で定める日に廃止する。

### 【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

- 郵政改革法案において、「政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の減少の状況その他の状況を勘案し、機構の解散について検討を加え、その結果に基づいて所要の法制上の措置その他の措置を講